



犯罪被害者等支援とは・・・

犯罪等の被害を受けた方、そのご家族・ご遺族は、命を奪われる、身体を傷つけられる、財産を盗られるなどの直接的な被害だけでなく、被害後に生ずる精神的な苦痛や身体の不調、捜査や裁判での精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさや中傷、報道等によるプライバシーの侵害など、二次的な被害にも苦しめられています。

犯罪被害者等への支援は、被害者・被害者ご遺族、関係者等の努力によって法律等が整備され、少しずつ前進がみられますがまだまだ十分な状況とはいえません。

杉並区では、犯罪被害者等を支援するため、平成17年10月に「杉並区犯罪被害者等支援条例」を制定し、18年4月から支援を行っています。

条例では、犯罪被害者等の基本的人権の保障を第一に、プライバシーに最大限配慮し、心身の苦痛と生活上の不利益などの軽減を図り、平穏な生活を取り戻すまでの間、途切れなく支援を行うこととしています。

また、区には区民や事業者に対して支援の理解を広げること、一方、区民や事業者には被害者の苦痛や不利益を理解することで、二次的な被害を防止することを義務付けています。

誰もが犯罪等による被害者になる可能性があります。被害者の立場に立って考え、支えていくことが、いま私たちに求められています。



身近な区民による支援を進めるために・・・

犯罪等の被害を受けた方、そのご家族・ご遺族の多くは被害直後から、気持ちを添わせ、あたたかく受け入れてくれる話し相手や相談相手が必要としています。

杉並区では、犯罪被害者等への区民の理解を深め、身近な区民による支援を進めるため、犯罪被害者支援について学んでいた方を「犯罪被害者支援員」として登録しています。

支援員には、区が実施する啓発事業等への協力などボランティアとして活動していただいています。

杉並区犯罪被害者等支援条例

(目的) 第一条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援のための施策の整備に関する事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪（刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとする。）及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、区内に住所を有するものをいう。
- 三 関係機関等 警察署等国及び地方公共団体の機関、犯罪被害者等の支援に係る公共的団体及び民間の団体その他の関係する者をいう。

(基本理念) 第三条 犯罪被害者等の支援は、基本的人権を保障することを旨とし、犯罪被害者等が被った心身の苦痛及び生活上の不利益等の軽減に資するものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害等の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(区の責務) 第四条 区は、犯罪被害者等の支援に当たっては、国及び東京都との適切な役割分担を踏まえつつ、総合的かつ体系的に支援を行う責務を有する。

- 2 区は、区民及び事業者（以下「区民等」という。）に対し、区及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報を提供し、犯罪被害者等の支援についての理解を広げるための施策を講ずる責務を有する。

(区民等の責務) 第五条 区民等は、犯罪被害者等の被った心身の苦痛及び生活上の不利益等に対する無理解その他の原因による言動から生ずる二次的な被害の発生防止に配慮するよう努めなければならない。

- 2 区民等は、区及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び調整) 第六条

(住居の提供等) 第七条

(日常生活の支援) 第八条

(経済的支援) 第九条

省略（裏面参照）

(支援体制の構築) 第十条 区は、区と協力して犯罪被害者等の支援を行う者を養成する等、地域における犯罪被害者等の支援体制を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

(支援を行わないことができる場合) 第十一条 区は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合等で、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(関係機関等との連携協力) 第十二条 区は、円滑で効果的な犯罪被害者等の支援を行うため、関係機関等との連携協力に努めなければならない。

(委任) 第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

犯罪による被害を受けた方へ

明日の笑顔のために



杉並区役所 犯罪被害者総合支援窓口

ひとりで悩まず、ご相談ください。

— 相談専用電話 —

03(5307)0620 直通



〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区区民生活部管理課
男女共同・犯罪被害者支援係（区役所西棟7階）



杉並区では犯罪等の被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族への総合的な支援を行っています。

相談・情報提供 (条例第6条)

電話や面接などにより相談に応じ助言や情報提供を行います。

ひとりで悩まないで、お気軽にご相談ください。



犯罪被害者総合支援窓口

専用電話：03(5307)0620 直通

受付時間：月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時

場 所：杉並区役所西棟 7 階

一時利用住宅の提供 (条例第7条)

次のいずれかに該当する被害者等に一時的に住居を提供します。

- ・再被害の可能性がある、緊急に転居が必要である
- ・従前の住居が犯行現場となったことにより、当該住居に居住することが困難である
- ・その他、犯罪等により従前の住居に居住することが困難である

●利用期間：

- ・ご本人の申し出た期間又は6か月のいずれか短い期間

●利用料：世帯の収入による



日常生活への支援 (条例第8条)

次のいずれかに該当する被害者等に、犯罪被害者支援に理解のあるヘルパーを派遣します。

- ・犯罪等により生じた傷病又は精神的苦痛により、家事及び育児等が困難である
- ・被害者等の介助等のため、家事及び育児等が困難である

●支援内容：

- ・家事援助：調理、衣類の洗濯、住居の掃除、生活必需品の買物、通院等の介助等
- ・育児援助：食事の世話、衣類の洗濯、住居の掃除、育児、保育園等の送迎等

●派遣時間：

- ・家事援助：1日3時間以内
- ・育児援助：1日2時間以上1時間単位で8時間以内

●利用料：所得により一部負担



手続等の補助・付添 (条例第6条)

関係部署・機関・団体などとの調整・各種手続きの手伝いのほか、警察署・裁判所・病院などへの付き添いを行います。



資金の貸付 (条例第9条)

犯罪等の被害を受けたことにより、転居費用など応急に必要となった資金をお貸しします。

- ・杉並区応急小口資金貸付条例施行規則で定める収入基準以下の方
- ・区内に3か月以上住んでいる方
- ・連帯保証人が立てられる方（10万円以内の場合は不要）

●貸付額：30万円以内

●利 子：無利子

●償 還：6か月据え置き後償還

- ・10万円以内は10か月以内
- ・10万円を超え20万円以内は20か月以内
- ・20万円を超え30万円以内は30か月以内



※具体的な支援を行う場合は、区内に住所があり、警察署への被害届を提出しているなど、客観的に被害者であることを確認させていただきます。

性被害者については、被害届の提出がなくてもご相談を伺います